

安全衛生に関する大学間連携についての考察 — 中国・四国地区国立大学等の労働安全衛生に関する事例から—

上村 信行¹⁾, 浜井 盟子²⁾, 森本 宏志³⁾, 吉原 正治⁴⁾

中国・四国地区大学等による安全衛生協議会での安全衛生に関する取り組みについて、課題を整理し、検討するとともに、将来の中国・四国地区大学間の安全衛生に関する連携の可能性について考察した。その結果、以下のことが考えられた。

- 1) 安全衛生協議会では、専門的なテーマの討議とともに、初任者も参加しやすい分科会などの対応が必要である。
- 2) 安全衛生協議会は、大学間連携の取り組みとして、各大学の安全衛生管理の状況を把握できる簡易的なデータベースを構築し、中国・四国版の安全衛生に関するガイドライン（チェックリスト）を作成しており、さらなる改善を行いたい。
- 3) 今後の大学間連携として、安全衛生教育用教材の共有化やスタッフ教育の合同実施などが考えられる。
- 4) 国立大学、高専等、私学、他の団体等との情報共有をはかり、連携を密にしていく必要がある。

キーワード：安全衛生管理、大学、大学間連携

Consideration about the cooperation between universities about safety and health:
Cooperation about safety and health between the National Universities in the Chugoku-Shikoku area

Nobuyuki UEMURA¹⁾, Meiko HAMAI²⁾, Hiroshi MORIMOTO³⁾, Masaharu YOSHIHARA⁴⁾

The purpose of this study is to consider the cooperation between the universities of the Chugoku-Shikoku region in the National University Council for the safety and health. The results are listed below.

- 1) In the meeting of the Council not only a discussion of a technical theme, but also a seminar for first designation person should be held.
- 2) As an action of the cooperation between universities, we build the simple database to grasp the situation of the safety and health management of each university, and the guidelines on Chugoku-Shikoku version "Check List" about the safety and health.
- 3) As future cooperation communization of the teaching materials or joint enforcement of the staff education are considered.
- 4) The information sharing and cooperation among national universities, technical colleges, the private schools, and other groups are necessary.

Key words: safety and health management, university, cooperation between universities

1) 広島大学財務・総務室総務グループ
2) 愛媛大学大学院医学系研究科医学専攻統合医科学講座
3) 山口大学保健管理センター
4) 広島大学保健管理センター

1) Financial and General Affairs Office General Affairs Group, Hiroshima University
2) Department of Basic Medical Research and Education, Ehime University Graduate School of Medicine.
3) Health Administration Center, Yamaguchi University
4) Health Service Center, Hiroshima University

I. はじめに

平成16年に国立大学が法人化され、労働安全衛生法（以下、安衛法）の適用を受けて9年目が経過しようとしている。大学内の安全衛生管理に関する取り組みは、日増しに充実をしてきているが、一方で有害物質取り扱い、安全衛生教育などまだ課題も多く^{1)~7)}、大学は安全衛生管理に関する課題を探りその改善に当たることが求められている。

大学の安全衛生に関する取り組みは、各大学によって行われ、その取り組みは、法人化当初においては横並びの状態であったが、現在では先進的な取り組みを行っている大学も見受けられる。

中国地区及び四国地区（以下、中国・四国地区）の各大学は、平成16年度から中国・四国地区国立大学法人等労働安全衛生協議会（以下、協議会）を毎年1回開催し、安全衛生実務担当者による情報共有を図ってきた。この協議会の詳細は本文で述べる。また、平成22年度からは、安全衛生業務の担当理事・副学長等（以下、大学役員等）にも参加をもとめ大学トップの情報交換の機会を設け連携を図りつつある。各大学がこの協議会を通じて安全衛生業務に関する知恵や経験を共有し、連携を推進する動きが進みつつある。また、各大学が共同で取り組むことが可能な業務について模索する動きも始めている。具体的には、大学の実情に沿った安全衛生ガイドラインの策定やデータベースの構築、共通のポータルサイトの設置などについての検討が既に始まっている。

各大学の安全衛生管理体制には違いがあるものの、連携できる点を模索することは、業務の効率化につながるとともに大学の安全衛生管理の向上にも繋がると考える。

本論では、これまでに協議会を通じて行ってきた安全衛生に関する取り組みを事例に大学間連携の課題を整理し考察を行うものである。また、将来の中国・四国地区大学間の安全衛生に関する連携の可能性について探る事も目的としている。

II. 対象と方法

本稿では、平成16年度から平成24年度までに行われた協議会での審議内容や活動を整理し、安全衛生に関する大学間連携のあり方について考察することとした。さらに、広島大学での取り組みを事例に大学間連携の可能性についても考察することとする。

協議会に関する調査は、これまで行われた協議会の配布資料等を参考にした。また、平成16年度より協議会に参加した安全衛生実務担当者及び協議会の運営担当者への聞き取り調査を行った。広島大学の取り組みについては、安全衛生担当部署への調査を行った。

III. 中国・四国地区国立大学等の連携の現状

1. 協議会について

協議会は、国立大学が法人化された平成16年度より人事系職員研修会を安全衛生業務担当者の研修会に内容を変更し年一回開催されている。このような安全衛生に特化した研修会は、中国・四国地区以外の他では開催されていない。

規約による協議会の目的は、以下の様になっている。国立大学法人等の安全衛生管理を担当する者が、職務上の諸問題について研究協議を行うことにより、その安全衛生管理に関する能力の一層の向上を図り、もって職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。また、平成23年より協議会と同時開催されることになった役員会は、協議会の活動を推進することを目的としている。

参加者は、中国・四国地区内の国立大学及び国立工業高等専門学校・国立商船高等専門学校（以下、高専等）、国立青少年交流の家及び国立青少年自然の家（以下、青少年の家等）に所属する安全衛生実務担当者となっている。参加者資格は、衛生管理者及び衛生推進者、作業主任者、その他の安全衛生管理業務担当者、国立大学法人等の学長及び校長又は所長が推薦する者となっている。

協議会の開催は、中国・四国地区に立地する10の国立大学が順番にて開催している。協議会の企

画と運営については、当番校が主体的に行うことになっている。この協議会の開催にあたって国立大学法人より開催経費の一部助成を受けている。

中国・四国地区の安全衛生実務担当者が一同に集まる機会には他には無く、安全衛生に関する情報交換や諸課題を共有する上でも貴重な研修会となっている。

2. 協議会内容の変遷

平成16年度から平成24年度までの協議会の変遷は以下の通りである（表1）。

1) 協議会体制の変更以前（平成16年度～平成22年度）

平成16年度から平成20年度までの協議会の内容は、毎年ほぼ同じものが繰り返される状況であった。また、参加者も限定した閉鎖的な研修会となっていた。その内容は、主に地元一般企業の安全衛生管理担当者による企業の状況の報告や労働基準監督署担当職員及び労働安全コンサルタントによる関連法令の解説や各種指導助言などであった。

法人化当初は、企業が行っている安全衛生管理の方法は、大学にとっても参考になる事例も多く企業の安全管理に見習うべき点が多かった。一方

で企業の安全衛生管理の方法をそのまま大学に取り入れるには難しい場合も多く、大学の実情に沿った安全衛生管理のあり方が求められていた。

そうした状況の中で、平成16年度から協議会に複数回参加している実務担当者を中心とした有志がこの研修会をより有意義に活用し中国・四国地区の各大学等の安全衛生に関する連携をより深めたいとする動きがではじめた。

平成19年度には、実務担当者数名が任意の研究會（以下、システム研究会）を立ち上げ、中国・四国地区の大学等の連携のあり方について検討を始めた。

協議会の構成や招聘する講師の選定については、当番校が優先的に決定できる仕組みになっていた。そこで、平成21年度に広島大学が当番校であった協議会において、これまでの内容を大幅に変更し大学の安全衛生管理に焦点を当てたものとした。この協議会の中で、協議会の内容変更についての緊急提案があり参加者の賛同を得た。

これを受けて、平成22年度愛媛大学で開催された協議会は、各大学の役員等を招聘し開催した。この年度の協議会では、役員等に対して安全衛生管理についての理解をより深めてもらう試みとし

表1. 中国・四国地区国立大学法人等労働安全衛生協議会（役員会、専門連絡会議）の変遷について

開催年度	当番校 (10大学)	協議会		役員会	専門連絡会議 (システム研究会)	その他
		基調講演及び報告等	分科会			
平成16年 (大学法人化)	徳島大学		各種テーマによる分科会 ・テーマ設定は、参加者に対する事前アンケートを参考に決定 ・分科会後にとりまとめ報告		・平成19年度安全衛生実務担当者数名によるシステム研究会発足(愛媛大学、山口大学、広島大学)	・講演内容は、概ね毎年ほぼ同じ ・分科会テーマは、概ね毎年ほぼ同じ ・開催場所は、大学外施設を利用
平成17年	高知大学	・労働安全衛生コンサルタントによる講演 ・地元一般企業の労働安全衛生活動について講演 ・労働基準監督署による講演				
平成18年	香川大学					
平成19年	山口大学					
平成20年	徳島教育大					
平成21年	広島大学	・大学の安全衛生活動に関する講演(大阪大学) ・国立7大学(旧帝大)安全衛生管理担当者連絡協議会報告 ・当番校(広島大学)の安全衛生活動に関する現状報告と討議	各種テーマによる分科会 各分科会報告とフリートーク 分科会のテーマの設定は、当番校が決定		・安全衛生システム研究会からの協議会内容変更に関する提案	・大学の安全衛生に特化した内容に大幅変更 ・各大学等の安全衛生取り組みの一覧の作成 ・参加希望者が多い場合は、増枠された
平成22年	愛媛大学	・文部科学省大臣官房文教施設企画部担当者による講演 ・大学間の安全衛生活動の連携に関する講演(大阪大学) ・大学の安全衛生に関するパネルディスカッション ・セッション1:「安全衛生と大学運営」、セッション2:「大学の安全管理と大学運営」、セッション3:「大学の衛生管理・健康管理と支援体制」、セッション4:「大学の安全衛生の課題と展望」		・役員等の初会合 ・連携に関する申し合わせ(案)の提案(愛媛大学) ・申し合わせの承認	・専門連絡会議の発足(システム研究会の解消) ・次回当番校との連携	・役員会の初開催 ・各大学の合同巡視の実施 ・講演会と分科会を統合 ・安全衛生取り組み一覧の更新 ・開催場所は、大学施設を活用 ・当番校の教職員に講演会等を開放
平成23年	鳥取大学	・平成23年度の協議会テーマは、「化学物質の管理について」 ・「東京大学の安全衛生に関する取り組みと化学物質管理」(東京大学) ・「大阪大学の安全衛生に関する取り組みと化学物質管理」(大阪大学) ・「薬品管理の仕組みについて」(広島大学、山口大学、鳥取大学) ・「東日本大震災の大学等の被害及び今後の課題等」(大阪大学)	・分科会1「化学物質管理の課題」 ・分科会2「病院を抱える事業場の安全衛生管理の課題」 ・分科会3「作業環境測定について」 ・分科会4「メンタルヘルス対策について」 ・分科会5「安全衛生活動のマンネリ化について」 ・分科会6「高専等の安全衛生管理の課題とその対応」 ・各分科会報告とフリートーク	(第1回役員会) ・各大学からの現状報告 ・次回テーマの決定 ・学長会議との連携 ・安全衛生ガイドライン(案)の作成について	・協議会内容について当番校と調整 ・次回当番校との連携	・テーマに沿った講演 ・テーマに沿った分科会 ・安全衛生取り組み一覧の更新 ・当番校の教職員に講演会等を開放
平成24年	岡山大学	・平成24年度の協議会テーマは、「防災対策と安全衛生管理について」、「メンタルヘルス対策」 ・「災害に対する安全管理体制～東日本大震災から学んだこと～」(東北大学) ・「東日本大震災から得られた教訓～特に実験室の備えについて～」(東北大学) ・「職場におけるメンタルヘルス対策の最近の動向」(信州大学)	・分科会1「防災と安全衛生(管理)」 ・分科会2「メンタルヘルス(その1)」 ・分科会3「メンタルヘルス(その2)」 ・分科会4「安全衛生実務の基礎」 ・分科会5「防災と安全衛生(現場)」 ・安全衛生担当初任者向け分科会を新設 ・各分科会報告とフリートーク	(第2回役員会) ・各大学からの現状報告 ・次回テーマの決定 ・安全衛生ガイドライン(案)の作成 ・ポータルサイト(案)について ・ポータルサイトについて	・協議会内容について当番校と調整 ・安全衛生ガイドライン(案)の作成 ・ポータルサイト(案)の作成 ・次回当番校との連携	・テーマに沿った講演 ・テーマに沿った分科会 ・安全衛生取り組み一覧の更新 ・当番校の教職員に講演会等を開放
平成25年	鳥取大学	(平成25年度で当番校一巡)				

て、これまでの方法とは異なる構成で協議会を運営した。

協議会の内容は、講演とパネルディスカッション、参加者も含んだ各セッション別の話題提供とフリー討議とする形式で行われた。その中で大学役員等からも積極的な質疑が寄せられ充実した意見交換の場となった。

また、協議会に合わせて「中国・四国地区国立大学法人等の労働安全衛生管理担当役員会」（以下、役員会）を開催し今後の大学間連携についての検討を行った。

この役員会において「中国・四国地区国立大学法人等の労働安全衛生に連携に係わる申し合わせ」が承認された。この申し合わせの内容は、次の様なものである。(1) 役員会と協議会の開催要項について、(2) 協議会を情報共有及び意見集約、スタッフ教育の場として機能強化することについて、(3) 協議会を企画運営する「専門連絡会議」の設置について、(4) 高専機構等及び他地区大学との連携について、である。

この申し合わせが承認を得たことで、協議会組織の体制は、大きく変ることになった（図1）。これにより、中国・四国地区大学等の安全衛生に関する連携が正式にスタートしたと言える。

2) 協議会体制変更後（平成23年度以降）

平成23年度は、鳥取大学にて協議会が開催された。この回より、新しい協議会体制での開催となっ

た。当番校と専門連絡会議が連携し協議会の内容について企画運営し実施された。この回から協議会での共通テーマを設定し、それに沿った基調講演の題目と講師の選定を行うようになった。また、分科会のテーマについても全体のテーマを踏まえての設定とした。この回のテーマは、「大学の化学物質管理」に焦点を当てたものとなった。

協議会テーマの決定に際しては、当番校が直面する課題や情報共有したい事項について配慮し原案を作成する。その原案が役員会の了承を得て決定される。また、当番校の多くの教職員が参加し議論できる環境を提供できるような運営を行っている。

また、平成23年度の役員会にて「中国・四国地区版の安全衛生管理ガイドライン」の策定を進めることが決定され作成に向けて動き出すことになった。

平成24年度は、岡山大学で協議会が開催された。協議会テーマは、「防災管理と安全衛生管理」及び「メンタルヘルス」の両テーマとして開催された。協議会テーマの選定については、これまでに設定されたテーマとの重複をできるだけ避け、現在大学が直面する諸課題の中から緊急に議論すべき事案を選定することになっている。

防災管理については、震災の被害を受けた東北大学より講師2名を招聘し基調講演を行った。メンタルヘルスに関しては、法令改正の動向や大学

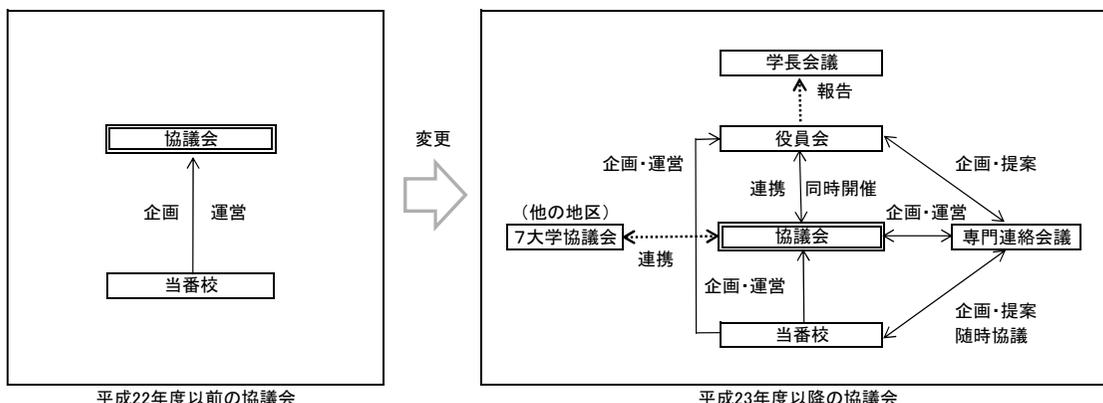


図1. 中国・四国地区国立大学法人等労働安全衛生協議会体制の変化

におけるメンタルヘルス対策について信州大学より専門家を招聘して基調講演を行った。この基調講演を受けて、パネルディスカッションを開催し、講演者と参加者とで諸問題を共有する試みも行った。

また、グループ分けをして参加者全員が討議を行う会（以下、分科会）に講演を行った講師の方々にも参加して頂き、できるだけ参加者との意見交換を行う機会を設けた。

役員会においては、本年度テーマに関する各大学の取り組み状況についての意見交換や次年度テーマの決定、「安全衛生ガイドライン（案）」の検討、共通ポータルサイト作成についての検討が行われ了承された。また、役員会への高専等の参加については、次回の引き継ぎ事項となった。

3. 協議会に見る安全衛生の課題

1) 協議会後のアンケートについて

毎年、協議会終了後に参加者に対してアンケートを実施し、協議会内容についての評価と次回へ向けての課題整理を行っている。平成23年度の当

番校である鳥取大学が実施したアンケート結果は、以下の様な状況であった。

調査方法は、協議会終了後アンケート（表2）をメールにて各参加大学等の担当者宛に配信し、その後、回答をとりまとめて返送した。回答は、選択方式と一部記述式で、所属名のみ記名、名前は無記名である。回答数は49名（大学等：40名、高専・商専等：8名、青少年の家等：1名）であった。

2) アンケート結果について（表3）

アンケートによる回答は表3の通りであった。ただし、質問4の開催時期に関する設問については、本論の主旨と関係が深くないため分析対象から除外した。

（1）所属について（表3）

回答者49名のうち大学等が40名、高専等から8名、青少年の家等から1名の参加であった。平成23年度は、「化学物質の管理について」というテーマとしたために、青少年の家等からの参加者が例年より少ない傾向となった。

（2）職種について

表2. アンケートの項目

設問	選択肢
1 所属等について	大学、高専等、青少年の家等
2 職種について	役員、教員、技術系職員、事務職員、産業医、衛生管理者、安全衛生委員会関係者、その他
3 参加回数	初参加、2回目、3回目、4回目、5回以上
4 協議会開催時期(11月)について	適当、他の時期が良い
5 協議会の内容について	大いに役に立った、役に立った、どちらとも言えない、あまり役に立たなかった、役に立たなかった

表3. アンケート結果

1. 所属等について	人数(人)	3. 参加回数について	人数(人)
大学	40	初参加	29
高専・商船等	8	2回目	12
青少年の家等	1	3回目	4
計	49	4回目	0
		5回以上	4
2. 職種について	人数(人)	5. 協議会の内容について	人数(人)
役員(代理を含む)		今回の協議会は役に立ちましたか?	
教員	8	大いに役に立った	13
技術系職員	10	役に立った	32
事務職員	20	どちらともいえない	4
産業医	1	あまり役に立たなかった	0
衛生管理者	7	役に立たなかった	0
安全衛生委員会関係者	8		
その他	0		

各職種がバランス良く参加している傾向にある。その中でも、事務系職員が20名と約4割と一番多く参加している。また、産業医は1名の参加にとどまっておらず非常に少ない。

(3) 参加回数について

初参加の者が29名となっており約6割と多い傾向にある。また、二回目以上の参加のものは、20名と約4割となっており、初参加者と複数回参加している者と二極化している傾向にある。初参加の者のうち事務系職員もしくは技術系職員は、15名と全体の約3割を占めている。

(4) 協議会の内容について

非常に満足度の高い結果となっている。約9割以上の者が役に立ったと回答している。また、自由記述においても、他大学と比較して危機感を持ったという意見や他大学の安全衛生全体の管理体制について参考になったとの意見もあった。また、役員が参加する事で大学トップの安全衛生に対する理解が深まることに繋がるとの意見もあった。協議会の内容についての否定的な意見は見当たらない。

3) アンケート結果からみる課題と改善策の検討
平成23年度の協議会は、「化学物質の管理について」といったテーマを掲げ実施された。参加者によるアンケート結果からも分かるように非常に満足度の高い評価となった。

しかしながら、協議会に参加する者の職位や担当業務を考慮した場合、テーマがやや専門的になりすぎ、化学物質を直接扱わない事務職員や高専等や青少年の家等からの参加者にとっては、なじみにくい内容となった。平成23年度の産業医の参加者は、1名と少なかった。平成24年度は、協議会のテーマを「メンタルヘルス対策」としたために例年と比べると比較的多くの産業医の参加が確認できた。安全衛生管理業務は、産業医との連携が非常に重要である。今後も引き続き、産業医の参加を促す取り組みが必要である。参加者の職域や属性を考慮したテーマ設定を行う事も今後求められている。

協議会には、高専等や青少年の家等の担当者も多く参加する。したがって、高専等や青少年の家

等の担当者に対する配慮も今後必要である。平成23年度の協議会においては、分科会の一つに「高専・商専等の安全衛生管理の課題とその対応」と題した分科会を設置し高専等や青少年の家等の担当者が議論しやすい環境を整える配慮を行った。一方、大学と高専等や青少年の家との連携が依然課題として残っている。

また、参加者の協議会への参加回数は、例年の傾向として初参加の者と2回以上参加者している者と大きく二極化している。平成23年度の参加者の内、事務系職員は20名と約4割を占めている。この内、11名は初参加の者であった。この二極化した参加者に対する対応や配慮が以前より課題となっていた。

そこで、平成24年度は、分科会の一つに安全衛生初任者コース「安全衛生実務の基礎」を設置し、安全衛生担当となって期間の短い者に対してなじみやすい会を増設した。これは、この協議会の目的の一つである安全衛生業務について期間の短い実務担当者のスキルアップを図る役割を果たすことにも繋がっていると考える。また、複数回以上参加している者は、これまでどおり専門性の高い他の分科会を選択できる構成としている。

IV. 中国・四国地区国立大学における連携の可能性について

大学の連携を行う上でいくつかの連携可能な点について考察を行った。

1. 情報の共有化

大学間の情報共有を図る上で各大学の安全衛生に関する取り組み状況が一樣に把握できるデータベースの構築が望まれている。

例えば、安全衛生に関連した各大学の取り組み状況を把握したいとした場合、これまでのやり方では、各大学の担当に対して質問票を送付し回答を回収し整理やりかたが一般的であった。したがって、リアルタイムにその情報を把握することはできない状況である。各大学の担当者が閲覧できる安全衛生業務に特化したデータベースを構築すれば、このような手間が省け、効率的に情報を

表4. 取り組み一覧表の項目

取り組み事項			
1	安全衛生の管理体制について	5	化学物質管理について
1)	事業場数(その内1000人以上の事業場)	1)	薬品管理システムの導入の有無
2)	担当事務組織	2)	高圧ガスのシステム管理について
3)	安全衛生関連HPの有無(公開対象)	3)	その他(独自の運用方法等)
4)	その他	4)	今後の課題及び予定
5)	今後の課題及び予定	6	安全教育について
2	巡視について	1)	学生の安全教育について
1)	衛生管理者の数(巡視者数)	2)	教職員の安全教育について
2)	巡視方法	3)	安全教育用教材の有無
3)	その他	4)	安全衛生講演会の開催数
4)	今後の課題及び予定	5)	その他
3	衛生管理・健康管理について	6)	今後の課題及び予定
1)	健康診断の受診率	7	メンタルヘルス対策について
2)	特殊健康実施状況	1)	具体的な取り組み
3)	その他(受診率向上のための対策等)	2)	その他(人事的な方策等)
4)	今後の課題及び予定	3)	今後の課題及び予定
4	作業環境測定について	8	安全衛生全般に関すること
1)	作業環境測定士の有無	1)	昨今の課題
2)	有機溶剤の適用除外申請の有無	9	その他
3)	ホルマリン対応について	1)	事務連絡先(電話)
4)	その他(測定的外部委託等)	2)	事務連絡先(メール)
5)	今後の課題及び予定	3)	備考

引き出すことが可能になる。

中国・四国地区では、協議会の基本資料の一つとして各大学等の安全衛生に関する取り組み状況一覧表を作成し各大学の取り組み状況が比較できる簡易的なデータベースを作成する試みを行っている。この一覧表は、毎年協議会ごとに各大学が内容を追加・修正し最新の状況が解るようになっている。書類上のデータベースではあるが、大学間連携の取り組み事例の一つであると考えられる(表4)。

今後は、リアルタイムに内容の追加や修正できる仕組みと内容が閲覧できるシステムの構築が求められる。

平成24年度協議会役員会において、安全衛生に関する情報を集約する共通のポータルサイトの設立が承認された。情報共有を行う上での環境が徐々に整いつつあると言える。

2. 安全衛生活動ガイドラインについて

平成23年度の協議会役員会において、大学間連携の一つとして中四国版の安全衛生活動ガイドライン(以下、安衛ガイドライン)の作成を進めることが承認された。これを受け、連絡会議メンバーが中心になり安衛ガイドライン(案)を作成し平

成24年度の役員会の承認を得た。今後、この内容についてより検討を進めることになった。

ここでいう安衛ガイドラインとは、各大学の安全衛生に関する取り組みについて共通のチェックシートを用いて評価を行うアセスメントである。主な内容は、安全衛生に関する管理体制、安全衛生に関する方針や目標の設定、安全衛生に関する活動の評価と改善等について三段階で評価するものである。今後、評価する項目を随時追加する事になった。

この安衛ガイドラインは、自身の大学の自己点検に利用する事もできる。また、このガイドラインにしたがって、アセスメントを実行することで改善すべき点が明確になると考える。安衛ガイドラインを各大学が共通に用いることで取り組み状況を客観的に把握し大学間の相互チェックが可能になると考える。また、評価結果が各大学間で比較されることは改善を進める上での後押しにもなるとも考える。

このような安衛性ガイドラインの評価結果についてもデータベース化し各大学の担当者が閲覧できる仕組みを構築し情報を共有することは各大学の連携を図る上でも有効な取り組みであると考え

表5. 広島大学安全衛生マニュアル目次

目次	
1 安全衛生管理	14 薬品の取り扱い方
2 健康管理	15 高圧ガス管理・取り扱い方
3 応急処置	16 生物実験の安全対策
4 メンタルヘルス	17 バイオハザード関連
5 ハラスメント相談	18 ラジオアイントーブ・放射線の安全な取り扱い方
6 VDT作業	19 液体窒素の安全な取り扱い方
7 電気の安全な使用法	20 レーザーの安全な取り扱い方
8 LPガス・都市ガスの安全な使用法	21 実験廃液の取り扱い方
9 防火と消火	参考 労働安全衛生法の適用を受けて
10 地震対策	参考 大学における安全衛生の関連法令(概要)
11 防犯・盗難・安全対策	参考 安全衛生の基礎用語
12 野外実習および海外渡航における安全	参考 安全衛生に関するヒヤリ・ハット記録
13 機械類の安全な運転方法	参考 ヒヤリ・ハット報告書(記録票)の提出手順
	参考 事件・事故報告書

3. 安全衛生教育における教材等の共有化

安全教育の分野においては、大学間連携が可能であると考えられる。大学は、教育研究機関であるという特殊性を持っている。構成員には、教職員、学生が存在する。特に学生については、安衛法の適応外となっているが、危険作業または有害物質を使用することからも、教職員同様の取り組みが求められる。

大学の安全衛生教育には、これといった教材やカリキュラムが用意されているわけではない。したがって、各大学の安全衛生に対する姿勢が教育の密度に現れる結果になっている。同じ国立大学でありながら、先進的な取り組みを行っている大学もあれば、取り組みの遅い大学もあると思われる。

広島大学では、新入生（学部・大学院）、編入生、専門課程移行時の学生に対する安全衛生教育を行う事を義務づけている。また、確実な安全教育の実施を確認するために、本人の署名を添えた安全衛生受講報告書の提出も義務づけている。

部局等の要請に応じて専任の衛生管理者が教育を実施している。また、安全衛生教育の担当が不在であっても部局単独で教育が実施できるように教育用教材として「広島大学安全衛生マニュアル（以下、マニュアル）」を作成して配布している。そのマニュアルには、安全衛生に関する基本的なことが網羅されている。文字の表記は、日本語と英文の併記としている（表5）。

このほかに、教職員向けに安全衛生報告書（以下、報告書）を安全衛生に対する教職員の意識を高める目的で毎年発行している。この報告書内容は、前年度の安全衛生目標についての評価や一年間の取り組み状況について報告するものである。また、関連講演会内容の要約や事故事例やヒヤリハット事例についても紹介し事故予防に向けての注意喚起も行っている。

また、広島大学では、書籍類による情報提供ばかりでなく、動画を利用した情報提供も行っている。WebCTを利用した安全衛生教育コースを学生向けと教職員向けに作成し、それぞれのコースで安全衛生研修を動画で閲覧できる環境を提供している。また、毎年行われる安全衛生講演会や薬品管理システムの説明会などできる限り動画コンテンツの充実にも力を入れている。WebCTを利用することで会に参加できなかった者への対応も可能になった。以上が広島大学の安全衛生教育の状況である。

このマニュアルのコンテンツは、本学以外の教育機関及び企業など対しても安全衛生教育に使用することが目的であれば、無償で提供している。大学等や企業からもコンテンツの提供依頼も多い。

コンテンツを無償で提供する試みは、各大学の教材づくりに関する負担軽減を図る目的と効率よく業務を進めための何らかの助けになればと考えるからである。また、同じ大学でありながら、教材が整備されている大学とそうでない大学とで安

全衛生教育の基本的な部分で違いがあってはならないと考えるからである。基本的な安全衛生に関する教育は、学生及び教職員含めて一定水準のものうける必要があると考える。

教育用教材の整備には、コストや時間がかかるのが一般的である。他大学においても、本学と同様に知恵をしばりながら各種の教育用教材の整備を行っているものと考ええる。

教育教材や教育用コンテンツなどの共有化を各大学間で積極的にすすめ、業務の効率化をはかることも必要であると考ええる。多くの大学が共通で教材を作成に参加することで、教材の不備や内容のバラツキについても修正でき、内容の充実した教材が出来ると考える。

4. 専門スタッフ教育の充実

教職員の安全教育は、各大学の裁量で行われているため取り組みの度合いについては大きな違いもあると思われる。安全衛生実務者研修を各大学が共同開催することも今後必要であると考ええる。

既に、大学間では多くの担当職員による各種研修会が開催されている。しかしながら、安全衛生に関する研修会は、協議会以外に見当たらない。安全衛生に関するスタッフ教育を行う場も必要であると考ええる。

大学の安全衛生に関するスタッフ教育は、大学の安全衛生について熟知しているものが講師として充てることが望ましい。大学が単独で行うには、非効率な場合も多い。共同でスタッフ教育を開催する事で、充実した教育機会の提供と講師の招聘などの費用負担の軽減にも繋がると考える。その点、協議会には多くの専門家や大学の安全衛生に精通したものが多く参加するため、協議会のような機会をスタッフ教育の一つとして活用することも有効であると考ええる。

平成23年度協議会参加者の6割以上が初参加であって安全衛生業務に携わって期間が短い者であったために平成24年度の協議会において「安全衛生実務の基礎」と題して安全衛生業務初心者に対する分科会を企画し開催した。このように協議会の分科会を、専門スタッフに対する教育の機会

と位置づけ活用することも有効であると考ええる。

各大学が独自に専門スタッフに対する教育を行う事も当然必要であるが、担当者の連携と情報共有が可能な教育を行うことも連携可能な取り組みの一つになると考える。

5. 他の団体、関連研修会との連携について

大学の安全衛生に関しては、産業医や保健師等の専門分野での研修会もいくつか開催されている。例えば公益社団法人全国大学保健管理協会の保健管理研究集会⁸⁾や国立大学法人保健管理施設協議会のフィジカルヘルスフォーラム⁹⁾といった大学の保健管理・産業医等スタッフによる健康管理に関する学術集会などであり、本論で取り上げている協議会の参加者も参加している会もあると考える。それら各種の関連学術集会・研修会との情報交換・連携も重要である。今後、団体・研修会の枠を超えた情報交換ができる環境整備が必要であると考ええる。

V. 中国・四国地区国立大学間の安全衛生管理体制についての考察

1. 中国・四国地区安全衛生管理部門の設立

大学の安全衛生管理体制は、各大学によって異なる。事務所掌を担当している部署においても大学毎に異なっている。大学の中には、安全衛生の専任担当を配置している場合もあるが、全ての大学に専門性の高い部署を独立して組織できるとは限らない。そこで、地区内の大学間の連携を強化し、より専門性の高い業務を行うことで、人的な負担の軽減を図るとともに、業務の向上にも繋がると考える。各大学には安全衛生管理の分野において、長所もあれば短所もあり、連携を行うことで、長所の部分を各大学に浸透させ、短所の部分を共通の組織で補うことも、検討する必要があると考える。

VI. おわりに

今後、中国・四国地区各大学の安全衛生に関する取り組みの連携を推進し、安全衛生に関する向上ができればと考える。各種団体・研修会との

連携や高専等や青少年の家等を巻き込んだ活動にすることも今後必要である。さらに、この協議会は現在国立大学等のみが参加しているが、公立、私立大学を含めた大学連携のあり方も課題であり、検討を続けたい。

参考文献

- 1) 上村信行, 石垣治彦, 吉原正治: 大学における高圧ガス容器(ボンベ)の管理に関する課題整理と考察 総合保健科学 28:15-21, 2012.
- 2) 上村信行, 石垣治彦, 吉原正治, 他: 大学における化学物質管理システムに関する課題整理と考察 総合保健科学 27:1-8, 2011.
- 3) 上村信行, 石垣治彦, 吉原正治, 他: 大学における局所排気装置等(ドラフトチャンバー)の管理に関する課題整理と考察 総合保健科学 26:1-11, 2010.
- 4) 上村信行, 石垣治彦, 吉原正治, 他: 大学における作業環境測定 of 課題と考察. 総合保健科学 25:35-41, 2009.
- 5) 上村信行, 石垣治彦, 吉原正治, 他: 大学における実験室等の安全衛生管理に関する取り組みについて. 総合保健科学 24:21-26, 2008.
- 6) 上村信行, 石垣治彦, 西嶋 渉, 他: 大学における安全衛生教育に関する取り組みと今後の課題について. 総合保健科学 23:1-7, 2007.
- 7) 吉原正治, 川本 仁, 日山 亨, 他: 国立大学法人の安全衛生管理における保健管理センターと産業医の役割について. 総合保健科学 21:91-97, 2005.
- 8) 全国大学保健管理協会: 第49回全国大学保健管理研究集会プログラム・抄録集, CAMPUS HEALTH 48(3), 1-107, 2011.
- 9) 国立大学法人保健管理施設協議会: 第13回フィジカルヘルス・フォーラム報告書, 平成24年6月, 2012.